

専任技術者と現場代理人等の兼任について

○営業所の専任技術者について

営業所の専任技術者については、建設業法第7条第2項及び第15条第2項において、「営業所ごとに専任の者を置くこと」が規定されています。また、営業所の専任技術者については、国のガイドラインにより「その営業所に常勤して専らその職務に従事する者」とされています。

①現場代理人について

現場代理人については、契約約款第10条第2項において、「この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。」と規定されており、工事現場の常駐が記載されています。

従って、営業所の専任技術者との兼任はできません。

②現場代理人の兼任について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、現場代理人の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は現場代理人の兼任を認めるものとする。

- （1） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること
※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）
その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- （2） 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- （3） 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- （4） 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- （5） 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- （6） 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

③主任技術者等の専任について

主任技術者等の専任については、建設業法第26条第3項において、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」と規定されており、政令で定めるものとは、請負代金4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上の工事と規定されています。

従って、請負代金で4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事については、営業所の専任技術者との兼任はできません。

④上記以外の工事の主任技術者について

請負契約額が、政令で規定されている金額未満の工事の場合には、「指宿市が発注する建設工事に係る主任技術者の兼任に関する運用基準」が適用されます。内容は以下の通りです。

次の要件の全てを満たす場合、請負者が主任技術者を兼任させることができる請負契約の件数は3件までとする。

- （1） 兼任しようとする工事の1件当たりの契約額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満

であること

- (2) 既に配置された工事及び兼任しようとする工事の契約額の合算額が、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。（合算の対象となる請負工事は、指宿市発注以外の全ての工事を含む）
- (3) 兼任しようとする主任技術者が、既に配置されている工事で特殊工法等により専任されていないこと
- (4) 前年度の工事成績評定の平均点数が65点以上であること
- (5) ただし、営業所の専任技術者が、上記条件の下で兼任できる件数は、2件までとする。

以上の条件を満たす場合、営業所の専任技術者との兼任は可能です。

上記を表に示すと下のとおりとなります。

「専任技術者」と「現場代理人・主任技術者」との兼任関係

	現場代理人 (常駐)	主任技術者（監理技術者含む）	
		専任工事 (請負額4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）)	非専任工事 (請負額4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）)
専任技術者	×	×	○ (但し、本市の運用基準を満たす場合)

⑤専任を要する工事の主任技術者の兼任について

同一の専任の主任技術者が兼任できる工事の範囲については、次のとおりとする。なお、本取扱いは、監理技術者には適用されないので留意すること。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、兼任できる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。
- (2) 上記の場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含まれる場合は、2件とする。